

休学について（平成 30 年 4 月 1 日改訂）

（大学：学則第 37 条，第 38 条，第 39 条，第 47 条）

（短大：学則第 14 条，第 15 条，第 29 条）

病気その他止むを得ない事由により，休学を希望する学生は，休学願にその理由を記載し，保証人連署（署名・捺印）のうえ，所属学部事務室に提出し，学長の許可を受けなければなりません。

なお，休学する場合は，以下の点に留意して手続きをしてください。

- (1) 病気療養による休学の場合は，医師の診断書（原本）を添付しなければなりません。
- (2) 休学期間は，前期、後期、1 年間を原則とします。引きつづき休学を要する学生は，改めて願い出ることによって，通算 4 年間（薬学部薬学科は 6 年間，城西短期大学は 2 年間）まで休学することができ，休学期間は在学年数に含めません。
- (3) 休学中は，休学在籍料として，半期 6 万円、通年 12 万円を納入締切日までに，納入しなければなりません。休学在籍料が納入されない場合は，休学許可を取り消します。

なお，休学中の授業料及び施設設備費は，徴収しません。

学納金について不明な点は，経理課までお問い合わせください。

- (4) 留学生で，母国における徴兵制度等により複数年間の休学を希望する場合は，事前に所属学部事務室に相談する必要があります。
- (5) 休学手続きは下記のとおりです。なお，休学する場合は事前に所属学部事務室を通じて，担任、ゼミ担当教員等と相談する必要があります。

	休学願提出締切日	在籍料納入締切日
前期休学	当該年度 5 月末日	当該年度 6 月末日
後期休学	当該年度 11 月末日	当該年度 12 月末日

※ 原則として休学願提出締切日以降は，休学願を受け付けできません。